

明治初期における宗派立学校の設立

仏教系諸学校の場合

名倉英三郎

一

王政復古とともに万機親裁の新政府が発足する。ところで明治維新の変革の原理は国学であり、祭政一致を根本理念とする平田派の神道思想であった。このことから復古実現のため国学を政治原理、神道を国家宗教とする施政がとられることになる。そのため本地垂迹説にみる神仏習合を廃し、神道をその本然に復古させることから神仏判然の令が下される。いわゆる神仏分離令である。

明治元年（一八六八）三月十七日「諸国神社の別当、社僧復飾の令」が達せられてから十月十八日の「法華宗三十番神の称を禁止する件」にいたる十二の沙汰、達の一連を神仏分離令という。

「今般諸国大小の神社において神仏混淆の儀は御廢止に相成り候につき」「仏像を以て神体と致候神社は、以来相改可申候事」などの条文は、神仏を判然分離させることをねらいとした宗教政策を廢仏毀釈の運動へと転化展開させる決定的原因となつたのである。

江戸時代の仏教は幕藩権力の保護をうけ、檀宗制度による支配力をもつようになって、教学の沈滯、僧侶の墮落、信仰の形式化に陥つてゆくようになり、儒教から批判をうけ、国学の抬頭とともに宗教的にも思想的にもまた政治的にも厳しく非難されてきた。

神仏判然令の発されるととも、長い間寺院勢力の風下におかれていた神職は仏教勢力を打倒するために、神社内にあつた仏教色を排除するのみならず、廃寺、還俗を強制するまでに勢いを得てゆくのであった。

神職が排仏をなすに当つて粗暴な振舞いに至らぬよう、平穏にことを計るよう命ずる「神仏分離実施を慎重にすべき令」（四月十日）が達せられ、神仏分離は廢仏毀釈ではないことを明示しても、急激に拡まり高まつた廢仏毀釈の運動は留まることのできない勢いとなつていた。

またその勢いを助けるものはあっても仏教徒以外にこれを阻もうとするものはなかつたのである。

また寺社は藩から土地の寄進をうけ黒印地を所領していたが、維新後は藩財政の逼迫とともにその領内にもつ特権をつぎくと藩政府に取り上げられてゆき、ついで幕府から保証をえていた朱印地も境内のみを残して政府に上知させられたのであつた。

上知によって寺社は経済的基盤を奪われることになつたが、寺院の被つた財務的打撃は甚だしかつた。廢仏毀釈のため檀家と無縁になり、食住の危機に立たされた僧侶のなかには自ら廢仏に加担するもの、還俗して詞官に転ずるものがあり、地方によつては一寺一僧もなきまでに廢仏が徹底した。無住無檀の庵は廢寺となつて、共有財産に勘定された。

また仏教各宗各派の本山も、長くまどろみ続けてきた安泰の夢が破られて周章したが、廢仏毀釈という仏教の存在を問う問題に直面したとき無為でも無策でもなかつた。過激な行動を招来させるに至つた政府の宗教政策に対して抗議し、藩県においては廢寺合寺の命令、神祭執行の強制に対して抵抗し、また信徒の蜂起を見るに至つたところも多い。

また廢仏毀釈が神道勢力と仏教側との宗教的政治的な対立に起因するばかりではなく、抗争を惹起させる一因が江戸時代の仏教のなかに所存していたことを看取じて、仏教の革新復興によつて難局の打開、危機の克服を図るべきであるという論も起つてくる。神仏判然令が廢仏毀釈の運動を招來したのは、僧侶が安逸に流れてその本務を怠り、俗に染つたことに対する督責であり仏罰であり、もし廢仏を悲しむとするならばそれは至善の道を失い来つたことを悲しむことに外ならず、廢仏を防ぐとは寺院を守り衣食を獲ることではなく、興法を念ずることでなければならないという仏家の自省から発する護法運動が興つてきた。

更に護法運動を高めてゆく動因となつたものは、切支丹禁制の高札の撤去（明治六年二月二十四日）である。この撤去は禁制の高札の主旨は一般の衆知するところであるから取り除くとの意であつて、キリスト教信仰布教を公認するということではなかつたが、政府が公認することを承認することができなかつたための間接的な表現でもあり、このことによつてキリスト教の信仰の自由が保護されることになつた。かく

してキリスト教の宣教活動、教育活動は公然行われることになり、歐化主義の風潮が高まつてゆくとともに、特に青年層の信者が急増してゆくようになった。

三百年にわたる禁制により仏教はキリスト教に対する教義的な防衛策を構づることがなかつたが、信教の自由の保障とともにキリスト教の活動に対しても仏教を護らなければならなくなつた。

しかも政府は神道を牧民の原理とする政策を更に発展させてゆき、神祇官、宣教使の職制を定め、三年には大教宣布があり、神祇省を教部省（十年一月廃止）とし、三条教則を定めるなど、廢仏毀釈の効果を予想するかのような政令が発せられてゆくのであつた。

一一

仏教は儒教、神道、政策、更にキリスト教からの攻撃、圧迫に対して自衛の方策を構じなければならなくなつた。仏教諸宗諸派は長い間の相互の対立を越えて協力してこの事態に対処しなければならなくなつた。

元年十二月、伊予宇和島大隆寺韜谷の提唱⁽¹⁾が機となつて、諸宗四十余寺百人の有志の参同のもとに、二年春京都に諸宗同徳会盟⁽²⁾が結成された。各宗各派とも従前の行きがかりを棄てることはむつかしかつたが、その困難以上に廢仏毀釈とキリスト教の解禁は大きな衝撃であつた。皇國の御為不惜身命儀聊以相違無之旨を誓い、邪教防禦のため一同死を期し尽力致すべきことを約し、その回を重ねること五度に及んだ。⁽³⁾

大阪においても一年に入つて諸宗同徳会盟が結成され、四度の会同がもたれ、参づるもの三百を越えることもあつた。

東京における諸宗同徳会盟は二年四月に開かれ、八カ条の問題の審議がなされた。すなわち王法仏法不離之論、邪教研窮毀斥之論、自宗教書研覈之論、三道鼎立練磨之論、自宗旧弊一洗之論、新規学校營繕之論、宗々人材登庸之論、諸州民間教諭之論である。また会盟の規則のなかに「耶穌教開宗の場合には、同盟の内より耶穌教師との対決の必要あるべきにより、その用意のこと」の一項がある。東京の会盟は定則を定めて毎月諸宗僧侶互に学業を練磨して、檀家の末々に至るまで教導するため、毎月各寺輪番で集会することとして研修を続けることに決めた。⁽⁶⁾

二年十月の会盟の申合事項として、諸宗各々その学校を興すべきことが議せられていたが、三年三月になると、前記八カ条のうち、自宗教書研勵之論と新規学校營繕之論の実現をみ、諸宗總覺の名をもつて諸宗連合の学校が設けられた。⁽⁷⁾

このような諸宗連合の学校が設けられるに先んじて、各宗派は自宗の僧侶教育のため学事振興の策を構じていた。

従前の僧侶教育は各宗派が檀林、学寮、勸学院をおき、自宗の僧籍にあるものの子弟の育成を行い、宗学のほかに国学、儒学、曆術、書學⁽⁹⁾を学ばせることがあつたが、各宗派とも自宗を重んじ、「学寮は素と一宗僧侶修業の場なり。故に大講堂講義は仏教祖錄に限り外典を禁す」⁽¹⁰⁾るといい、他宗、外学を疎んずるの習があつた。しかし仏教勢力の回復を図る根本策として仏法の研鑽と教育の強化が自覚されるとともに、新しい時代の傾向に対応対処するために、外典、洋教の學習ももとめられることになった。

本願寺の学林においては元年正月、宗乗のほか曆学、国学、儒学と破邪学の四科をおくことになつたが、「当時は皇政一新の際にして、當時廢仏毀釈の説頗る盛なれば禦侮折衝の方として、此等学科の必要を感じた」⁽¹¹⁾からであるという。

元年六月には越前永平寺に曹洞宗学寮⁽¹²⁾の創置をみ、七月には芝増上寺に浄土宗興学所（後に勸学所と改める）が設けられる。⁽¹³⁾

二年に入ると摂津富田本照寺に本願寺学林の出張所に当る興学所がおかれ⁽¹⁴⁾る。宗派の学林は本山に限られ、地方末寺における教育は高僧碩學といえども自庵に私寮を開いて仏業の研学、実践を教えるにとどまり、僧職の資格取得は学林に赴いてなされ、そのため学林は名誉の競争場の觀を呈していたという。⁽¹⁵⁾そのような伝統のなかで、地方に興学所が設けられたことは時代の趨勢によるとはいえ、僧侶教育の場の拡大であつたといえる。

三年一月には福井藩庁は社家僧侶に対し「流弊の久き其職分を失ふ者少からず。今より以後銘々自ら其本業を修むべきは勿論、尚又教化の法其宜しきを得て、天朝の御趣意に相協ひ候様勉励致すべし」と命じ、「従来犬猿畜ならざる各宗僧侶をして同一学寮に収容し、教学の事業に従はしめ」⁽¹⁶⁾るため、各宗合同の学寮の創設が計画され、六月に御堂町興宗寺を仮学寮として開講するとの触れが出された。

この頃真宗高田派は貢練場法則を定めて、教授の職制、学則を規定し、鶴見総持寺においても学覺規則を規定したといふ。⁽¹⁷⁾

三年一月になると知恩院内源光院に仮勸学所が開かれ、二月には勸学院と改められ、四年一月には入信院がそれに当てられた。⁽¹⁸⁾

三年三月には増上寺内広度院に幼学所がおかれ、五月には山口に浄土宗講習所が設けられる。⁽¹⁹⁾

また浄土宗は三年に増上寺に東部大学林、知恩院に西部大学林をおき、西洋の学制を参酌して教育を行つたという。⁽²⁰⁾

この間前記のように三年三月に諸宗同徳会盟において諸宗総饗の開設が決定して、校舎を東京西久保天徳寺中栄寿寺に定め、「諸宗僧侶法門研究」のため諸寺院より頼みに付き総饗を開設いたした旨を東京府に願出ている。⁽²¹⁾ 四年三月になると栄寿寺は手狭につき、谷中天王寺に移転いたしたいとの届書を出すが、総饗が意図した各宗共同による自他兼学、共学の実が漸く進んだのである。

四年五月には三重県河芸郡に私立真宗勧学院が創立した。⁽²²⁾

同年十月に浅草東本願寺に真宗東派学塾が開かれるが、この学塾は僧侶養成とともに世俗の入塾も許す総合学舎であり、特殊なものであった。⁽²³⁾ これについては本稿末尾に再述する。

五年正月京都東本願寺においては「方今護法ノ急要ハ人才教育ノ道ヲ張」ことであるとして、元年に設けられた高倉の護法場高倉学寮を貫練場と改称し、従前の寺法を改め、新しい修学規定を設けた。⁽²⁴⁾

三

廃仏毀釈の激動がようやく鎮まろうとする四年に、神仏二道をもつて国民教化を図るべきこと、宣教のために教部省を設けて管理すべきであるとの仏教界の強い要望が起る。そして五年三月神祇省および宣教使が廃され、教部省がおかれ、四月には国教を宣揚して国民の教化を任務とする教導職の職制が定められる。

教導職に就くものははじめ上任の神官僧侶に限られていたが、旧藩主、公卿なども補任され、八月になるとすべての神官が任命される。更に六年組織の拡張にともない僧侶も任せられるに至る。後になると教導職になつていないと寺院住職になれない（七年）、僧尼にもなれない（九年）という規定が決められるようになる。

七年教部省上申による全国的教導職概表をみると、教導職人員七、二四七人中、神官四、二〇四人、僧侶三、〇四三人とあり、教導職十四級

の職階を便宜上、上中下三級に分けて、大教正より権少教正まで六階級を上、大講義より権少講義まで六階級を中、訓導と権訓導の二階級を下級として神官僧侶の補任の人数を百分率でみると、神官は上一・二%、中三四・八%、下六四%、僧侶は上二%、中三六・五%、下六一・五%となる。僧侶の人員は神官に較べて少いが、上級職に任せられている割合が大きいことが知られる。

廃仏毀釈によって大きな影響を被りながらも、なお底流に歴史のなかで培われてきた根強さを示すとともに、失地回復のための宣教活動の布石を敷きつつあることが見受けられるのである。

また維新後の仏教各宗の学校開設の傾向みると同様な数字が僧侶の教導職の宗派別にもみられる。すなわち浄土宗と真宗が僧侶の四四%を占めている。

教導職は三条の教則「一、敬神愛國ノ旨ヲ体スベキ事 一、天理人道ヲ明カニスベキ事 一、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムルベキ事」を準則として十一兼題、十七兼題にもとづいて国民の説教教導に当り、民心にその趣意を貫徹させることを任務と定められている。三条の教則も二つの兼題もその根本思想は神道にもとづくのであったが、祭祀と布教とを分離して、神道は宗教に非ずという解釈に立つて、僧侶は教導職の任務についていたのである。

仏教各宗は一宗一派に管長をおき、宗風を正し、人材の養成のための教育機関をおき、教導職の充実を図るが、五年四月には各宗連合して「旧弊固見を去り、内外の書典を論なく、西洋各国の学に至るまで、博く研究し、大知識を開かしめ」⁽²⁶⁾るため中央に大教院を、各府県に中教院をおくことを計画し、五年五月に政府に対して大教院設立を請願した。「今輦下ニ一大教院ヲ設ケ、神道ヲ始メ釈漢洋諸科学ヨリ、宇内各國ノ政治、風俗、農功、物産ニ至ル迄、悉ク之ヲ講習シ、海外ノ講師ニ媿サラシメ」⁽²⁷⁾ることを目的とする。

政府はこれを許したので大教院設立の運びとなるが、麴町紀尾井町紀州藩邸跡が仮大教院に當てられ、六年一月に開院式をあげる。その三月増上寺へ移転したのであるが、本堂から仏像仏具は悉く撤去されて神式の祭壇が設けられ、神祭式による挙札が行われるという神道中心の行事が執り行われ、僧侶は神官の下位に位置づけられることになった。三条の教則を講ずるにも仏教の教義を交えることができないという有様であって、仏教側の発議によって開設された大教院は神官の手に委ねられることになった。

そのため仏教側から神道を主とする神仏混淆を廃し、神仏分離すべきの意見が出てくる。特に真宗四派（東西両本願寺派、専修寺派、木辺派）は大教院分離を主張して請願運動を起し、遂に八年一月に真宗四派の分離が許された。これが因となって四月に太政官より神仏合併の教院を廃止するとの達があり、各宗各派はそれぞれ布教すべきことが定められ、五月には大教院が廃絶となつた。

大教院の制が設けられたとき、中央に大教院がおかれるとともに、一県に中教院、その管内に小教院をおくこととなるが、神官が教導職の場合には各神社は小教院となり、僧侶がそれに補せられると寺院を小教院として檀家の教導に当るのであつた。また神官僧侶のみならず、殊に人口の稠密な都市や神官僧侶の不居の地方ではその土地の名望家などが祠官祠掌となつて教導職に任せられることも多かつた。

七年には大教院一、中教院六二、小教院二二⁽²⁸⁾七となつていて、教院と称することなく、教導職の活動の場があつたので、遙かに多くの神社仏閣がその教導場となつていたのである。「明治以降宗教制度百年史」においては、神社数七四、六四二、寺院数八七、五五八、計一六二、二〇〇の三分の二に当る十万余が教院の機能をもつたと推計している。)

なお大教院の学課表をみると、八級に分れて神、仏、儒三道がそれぞれ八書ずつ、ほかに英語学、地理学、万国史、自然哲学、聖書が加えられていて、國学中心の学課の編成であったが、新しい教化政策の方向性の片鱗が窺われるものである。⁽²⁹⁾

四

五年八月学制が頒布されるが、このときの学制には宗教に關係ある条文はない。しかし六年三月十三日文部省より次の布達が出される。

教化ノ儀ハ至急ノ要務ニ候得ハ各地方ニ於テ夫々着手可相成ハ勿論ニ候就テハ神官僧侶ニ於テモ有志ノ輩ハ其社寺内ニ中小学校相開候儀不苦候条此段相達候也

但中小学校相開候者ハ学制ニ準拠可有之事

教化と学校教育とを同列にみる規定であつて、六月に発足した大教院および中小教院と対応する中小学校が考えられている。

その五日後の六月十八日、学制二編の追加において「神官僧侶学校ノ事」五章が定められた。

明治初期における宗派立学校の設立

第百五十四章 神官僧侶大中小学科免状ヲ得其神社寺院ニ於テ学校ヲ開キ一般ノ生徒ヲ教育スルコトアルトキハ都テ学制ニ準シ教則ニ從ヒ学科ノ順序ヲ踏シムルハ言ヲ不待而シテ其教旨ハ便旨ヲ以テ講説スルトイエトモ之カ為メ学科時間ヲ減スルコト一周四日間二時ノ外アルヘカラス宗教ノ為ニノミ設ル学
校ハ此限りニアラス

但教旨ヲ講説スル為メ学科時間ノ外便宜ニヨリテ更ニ幾時ヲ増スハ妨ケナシトス

第百五十五章 神官僧侶神社寺院ニ於テ変則学校ヲ開クモ前条ノ例ニ準スヘシ

第百五十六章 神社寺院ヲ以テ学校ニ用ヒ或ハ他ノ人仮リテ之ヲ私學ニ用ヒ神官僧侶ノ承諾ヲ得ルハ勿論タリ而シテ其教師ハ神官僧侶又ハ他ノ人タリトモ教

旨ヲ講説スルハ前条ノ例ニ準スヘシ

第百五十七章 他ノ学校ニ於テモ神官僧侶ヲ請求シ教旨ヲ聴聞スルコトアルヘシ亦前条ノ例ニ準ス

第百五十八章 神社寺院ニ於テ開ク学校ハ私宅ニアラサルヲ以テ總テ学校ト称スルヲ得ヘシ

神官僧侶の開く学校においては趣旨を講説することが認められ、一週（当時は五日制）の授業時数のうち二時間を宗教教育に当てることができ、また放課後にもその時間を設けてもよいとしており、しかも一般的の学校にあっても神官僧侶の教旨の授業が許されるし、神官僧侶の許諾があれば一般人も教旨を講説してもよいというのである。

学校を宗教に開放された場とする規定であるとともに、教化の補助機関とするものでもあった。

しかしこの規定によってどのような事実が起つたのかを知ることはできないが、五月二日に次の布達が出された。

神官僧侶学校ノ儀学制第百五十四章ノ通及公布候處不待許可私ニ致開業候者往々有之哉ニ相聞不都合ノ事ニ候学制第四十三章同第百七十九章ノ通其管轄厅ノ許可ヲ受ケ可致開業候事

第四十三章、第百七十九章は私学私塾開設に関する所定の書式と届出についての規定であるが、教員資格の所持者は稀有の当時のことであるから、有資格の神官僧侶はいなかつたにしても学制に準じ教則に従い学科の順序も踏むことなく、しかも届出でもなきずに学校を開く神官僧侶があつたのである。おそらく教院と学校との混同があつたのであろう。

ついで五月十四日になると学制二編のうち神官僧侶学校に關する改正が達せられる。

第一百五十四章 都テ学制ニ準シ云々以下並ニ但書改正

都テ学制ニ準シ教則ニ從ヒ学科ノ順序ヲ踏ムヘシ而シテ其教旨ヲ講説スルハ学科時間ノ外タルヘシ

但宗教ノ為メニノミ設ケタル学校ニ從事シ尋常ノ小学教科ヲ授クル公私立学校ニ出席セサル童兒ハ不就学ト見做スヘシ

第一百五十七章 他ノ学校ニ於テモ云々ヲ削リ左ノ通改正

神官僧侶ニテ学校ヲ開カント欲スル者ハ第四十三章ノ通地方官ヲ経テ願出スヘシ

第一百五十八章 神社寺院ニ於テ云々ヲ削リ左ノ通リ改正

宗教ノ為メニノミ設ケタル学校ニハ官ノ扶助金ヲ配当スヘカラス

神官僧侶の学校開學の規定を厳しくし、届出についても、教則、学科についても学制に準ずることと、宗教教育、宗教活動は宗教学校に限定されることになった。

そして八月二十八日には次の布達が発せられる。

学校教師ヲ教導職ヨリ兼勤セシメ候儀不相成候条此旨布達候事

第一百五十四章、第一百五十七章により学校設立、教育内容の規定を制限するとともに、この布達によって教師と教導職の区別を明確にし、その活動に制限を加えたのである。

更にそれを追って九月十五日、次の布達が出たのである。

学制第一百五十四章ヨリ第一百五十八章ニ至ル神官僧侶学校云々ノ条ハ相除キ候条此旨布達候事

この布達によって神官僧侶学校に関する五章は全部削除されることになった。三月の布達以来、六月の学制追加を経て僅か六ヶ月の命運で神官僧侶学校は終る。短命の理由は教導職の活動が学校教育の機能を乱すおそれがあつたとし、その社会教育的、政治教育的、宗教教育的な影響が学校の教育内容に侵蝕すること、近代国家における教育は宗教と分離されるべきだとの原則を踏襲しようとしたためであること、キリ

スト教解禁に伴いキリスト教の布教が学校を介して活発化する事前に抑制策を講じようとしたことなどが考えられる。これらの理由のからみ合いから削除がなされたのであろう。

五

一般の学校のなかで仏教は大衆の教化手段となることが禁じられることになった。そのため僧侶の学校は宗学研修を目的とすることになるが、その学校組織は学制で定めている学校の形態へと近接してゆくことになった。

六年以降、教部省が廃止になる十年に至るまでの各宗各派の学林の設立、学則の改正などの状況と経過を年次に従つて列挙する。

六年上野東叡山の天台宗勸学講院が同宗大学林として開校し、⁽³⁰⁾ 東部總覺と称した。⁽³¹⁾

増上寺では勸学院と貫縁学院とが合併した。⁽³²⁾

八年四月本願寺は大教校、中教校、小教校の制度を定め、各県に小教校を設け、普通学科、専門学科の別を設けて等級により進級させることにし、また教校教員の養成のために教授校を設けることを定め、宗門の学校体系の確立を図った。⁽³³⁾

高倉学寮貫練場も専門学科、普通学科をおき、普通学科は上下二等に分けて、それぞれ三年、六級の階梯をおく学制の等級制を擬している。後に普通学科下等を小教校、上等を中教校と称した。⁽³⁴⁾

曹洞宗は八年五月芝青松寺に永平寺、総持寺両本山合同の専門学本校を設立することになり、六月に開校式が挙行された。⁽³⁵⁾

真言宗は八年七月一日宗協議会において、大教院、中教院、学林の承継について決議し、各府県下に中教院附属学校を開設することを定める。また十年には智山派、豊山派ともに東西両京に専門学林を建てるとして十一年に智豊両派とも東校をおく。⁽³⁶⁾

九年知恩院内に華頂学校が開かれる。⁽³⁷⁾ また大谷派は東京、大阪両府、岐阜、滋賀、愛知、石川、富山各県に小教校を開き、地方の末寺共立の小校、支校を共立小教校と改めて組織化を進めていった。⁽³⁸⁾

十一年曹洞宗は各支局に専門学支校の設立を督励し、翌年六月に完成することを命ずる。かくして一使三府三十五県に六十一の中教支院が

設けられた。⁽³⁹⁾

十年以降は各宗派は学林は再建、創設と大中小教校の組織の整備、拡張に努力を傾けてゆくのであった。最高教育道場である勸学院、大教校、学林は後に専門学校となり、大学となつてゆき、中小教校は宗門、檀家子弟の普通課程を担当しているが、中学校令以後になると尋常中学校となつて後には広く入学を許すようになり、一般の中等教育機関となるものがあった。

六

僧侶養成を目的とした宗門の学林、学寮においては、自宗の宗学を重視し、儒学その他は教養として自学するか、学生有志が聴講料を集めて儒学者などを招いて講義を聞くとか通塾したりした。⁽⁴⁰⁾

江戸末期になつて国学が興隆し、廢仏毀釈が起りはじめ、加えてキリスト教の侵入が慮かられるようになると、内外の情勢に対処するため本願寺学林においては宗乗余乗とともに国学、破邪学がおかれた。⁽⁴¹⁾

明治になつて廢仏毀釈の攻撃を真正面に受けると僧弊一洗を、キリスト教の圧力を受けると護国扶宗を目指して教学の研鑽が奨励されたが、学科には大きな変化はなかつたようである。

ところで増上寺に開かれた大教院の学科は古事記、梵網經、大學、西洋起國大意の国仏儒の三學と洋學であり、また前記のようない大教院の学科はそれら四科を並列したものであった。また学制に小学教科、中学教科が示されたので、これらの影響を受けてその後の学林の課業表には変化が見出される。

本願寺学林の学科は元年には宗余乗、曆学、国学、儒学、破邪学であったが、七年の課業表では専門学科は六カ年で宗乗、余乗、華嚴、天台、真言、法相、俱舎、三論、律を学ぶが、普通学科は七年間で宗乗、余乗、句讀、作文、算法、地理、史学、博物、物理、後に英語が加えられる。

十二年に大教校と改め内典専学部にあっては宗余乗を主とするが、内外兼学部があり、西洋史、心理学、自然科学、数学がおかれている。

続いて十九年、二十年に規則が改正されると、仏教以外の普通教科が大幅に採用されるに至り「分科大学の体に做はん」とするものであるとの評を受けるに至った。⁽⁴⁴⁾

曹洞宗専門学本校の八年三月の仮規約により各府県下支校より選ばれたものを入学せしめ、「年齢少長問ハズ、其学識ニ拠テ等級ヲ差定シ」三年間九級在学させ「俊秀ヲ抜キ、更ニ普通学ヲ為サシムル」と定められている。

課業表をみると仏教書、禪籍が主であるが、漢籍、国典があり、新旧約全書、耶穌創世記、博物新論、天変地異もあげられている。⁽⁴⁵⁾ 課業表にあげられた書名は一五〇種であって、三年間では教授も読破も困難であったから学ばれるべき、読むべき書を列挙したものとみられるのである。翌年にはその改正があり、書名は減っているが、なお一二〇種に及ぶ。これらについては正講、通講、通読などの学習上の区別が示されているので、余乗、外典、外国書は簡単に済ましたのであろう。

知恩院内入信院の勧学場は宗学校ともいわれたが、八年八月に規則を改正する。課業表は四級に分れ、その第一課は普通学、専門学、兼学の三学科、第二課より第四課はそれらに閲蔵が加わる。

普通学は皇漢洋日用および緊要の書籍典経、専門学は宗部日用および緊要の經論書、兼学は性相部と洋教書籍をいう。

九年三月勧学場は西部本校となり、宗学制の改革にともない、学課表も改正される。宗乗を正則とし、他を雜則とする。これには余乗、漢籍のほか、古事記伝、日本書紀、日本政記、日本外史、万国新史、國法汎論、仏国民法、海国図志があげられている。⁽⁴⁶⁾

高倉学寮は貫練場と改称の後、八年六月に学制の改革を行つた。これは当時海外留学より帰国した赤松連城の新知識、意見を容れてなされたのである。

従来の六舍の制（宗学、華嚴、天台、俱舍、唯識、外学）を廃し、専門、普通の二科をおき、また普通科は上下二等六年の課程とした。下等は宗余乘以外の普通科目に重点があり、上等では仏教科目も増えるが政治学、法律学、数学、自然科学が並ぶ。何よりもここで特徴とすべきことは波羅門教、火教、猶太教、回教、耶穌旧教、耶穌新教のそれぞれの大意が科目としておかれていることである。⁽⁴⁷⁾

大教院の廃止後、各宗門において学制の改革、課程の再編が着手されると修業年数を限り、等級を定め、普通科目を重視し、社会科学、自

然科学関係の科目が増えてゆくようになる。宗乘偏重の閉鎖的な僧侶教育のなかに近代的な科目が組み込まれるようになったことは画期的な変革であった。

宗派立の学校は宗門子弟の教育を目的として、寺院内および附設の場所でなされ、入学者も初期には僧職の子弟に限られていたのであるが、四年十月に浅草東本願寺境内に開かれた真宗東派学塾は皇学、釈学、支那学、英学、筆道、洋算を科目とし、僧侶に洋学者、漢学者を交えた教授陣が編成されており、僧侶のみならず世俗にも開放された総合学舎であった。

六年一月には教師は二十四人、なかに成嶋柳北の名があり、生徒は六才より十九才まで六十六名、十九才以上八十一名とあり、⁽⁴⁸⁾ その五月には教師四十二名、生徒の族籍は華士族平民が八十七名、僧侶九十九名となつていて⁽⁴⁹⁾ いる。

維新後十年間、仏教系諸学校は宗弊革新、僧弊一洗のための僧侶の再教育から僧侶の子弟の教育へと転じ、また学校の組織化が図られ、修業年限を定め、課程を近代化するなど、短期間にいくつかの大きな変革を成し遂げてきた。

その変革は当時の国や学制の変革とは同質のものではなかったが、時代の変革に対する対応の速さは必ずしも遅くはなかった。その速さは仏教界の指導者たちの抱いた危機感が如何に強く烈しいものであつたかを物語つているようである。

注

- (1) 明治仏教史の問題 辻善之助 八五頁
- (2) 日本宗教史 土屋詮教 四七一頁 諸宗同徳会盟を道盟会と記している。
- (3) 明治仏教史の問題 九〇頁
- (4) 、(5) 、(6) 、(7) 、(8) 、同 九六一九九頁
- (9) 本願寺派学事史 前田慧雲 九一頁
- (10) 駒沢大学八十年史 五〇頁
- (11) 本願寺派学事史 九一頁
- (12) 曹洞宗年表
- (13) 仏教大年表
- (14) 、(15) 本願寺派学事史 一〇二頁
- (16) 明治宗教史 四七二頁
- (17) 明治仏教史の問題 一〇二頁
- (18) 、(19) 仏教大年表
- (20) 明治以降教育制度発達史 第一卷 七一二頁
- (21) 明治仏教史 土屋詮教 五二頁
- (22) 明治以降教育制度発達史 第一卷 七一二頁

明治初期における宗派立学校の設立

四〇

- (23) 東京府開學明細書 明治六年一月 第五番中学区 一一八頁
- (24) 真宗高倉大学寮沿革略 二四〇頁
- (25) 明治史要 附録
- (26) 日本佛教史の研究 二二九頁
- (27) 同 二三一頁
- (28) 明治史要 附録 府県使藩総表
- (29) 日本宗教制度史の研究 豊田武 二一九頁
- (30) 明治以降教育制度発達史 第一卷 七一二頁
- (31) 明治佛教史 九七頁
- (32) 浄土宗大年表
- (33) 本願寺派学事史 一〇五頁
- (34) 本願寺派学事史 一〇五頁
- (35) 駒沢大学八十年史 四五頁
- (36) 智積院史 八二、九〇頁
- (37) 佛教大年表
- (38) 浄土宗大年表
- (39) 仏教大年表
- (40) 本願寺派学事史 九〇頁
- (41) 駒沢大学八十年史 一六頁
- (42) 本願寺派学事史 九一頁
- (43) 駒沢大学三十年史 五九四、六三七頁
- (44) 龍谷大学三十年史 五九四、六三七頁
- (45) 駒沢大学八十年史 六六頁
- (46) 東山学園百年史 九八頁
- (47) 真宗高倉大学寮沿革略 二八頁
- (48) 東京府開學明細書 第五番中学区 一一八頁
- (49) 東京府私立学校明細調 明治六年一月調 東京都公文書館
- (50) 大谷中高等学校九十年史 五頁
- (51) 浄土宗大年表
- (52) 駒沢大学八十年史 六四頁